

譲渡取得（土地・建物・株式・先物取引・ゴルフ会員権などの売買）のある方、青色申告の方は土浦税務署で申告をお願いします。（詳細は8ページに掲載しています。）

市役所の開庁時刻は、午前8時30分ですので、**受付札は、午前8時30分頃に受け付け場所（会議室前）に設置します。**それ以後にお越しくさるようお願いします。

なお、申告窓口は混雑が予想されますので、なるべく日程表のとおりお越しくさだるようにご協力をお願いします。

■地震保険料控除が創設されました

納税者が特定の損害保険契約等に係る地震等損害部分の保険料や掛金を支払った場合には、一定の金額の所得控除を受けることができます。これを地震保険料控除といいます。従来の損害保険料控除は廃止され、新たに創設された制度です。

しかし、経過措置として下記の条件をすべて満たす場合は、長期損害保険も控除適用になります。

- 平成18年12月31日までに締結した契約（保険期間または共済期間の始期が平成19年1月1日以後のものは除く）
- 満期返戻金などのあるもので保険期間または共済期間が10年以上の契約
- 平成19年1月1日以後にその損害保険契約などの変更をしていないもの

地震保険料控除の控除額

加入している保険	所得税対象控除額	住民税（市県民税）対象控除額
地震保険に加入	支払った保険料 （最高50,000円）	支払った保険料の2分の1 （最高25,000円）
長期損害保険に加入	これまでの計算方法と同じ （最高15,000円）	これまでの計算方法と同じ （最高10,000円）
長期損害保険と地震保険の2つの保険に加入	それぞれの方法で計算した金額の合計額 （最高50,000円）	それぞれの方法で計算した金額の合計額 （最高25,000円）
1つの保険で長期損害保険と地震保険が備わっている保険に加入	長期損害保険控除と地震保険控除のどちらか選択	長期損害保険控除と地震保険控除のどちらか選択

申告の際、必要なもの

- 印鑑（☆必ずお持ちください。）
- 申告される方の預貯金口座番号（還付金の受取先）のわかるもの
- 給与などの所得者は、源泉徴収票
- 配偶者特別控除を受ける方は、配偶者の収入がわかるもの（源泉徴収票または賃金明細書など）
- 営業などは、収支決算書およびこれに関する帳簿など
- 外交員などは、源泉徴収票
- 配当、不動産所得のあるときは、それに関する書類
- 公共事業などにより譲渡があった場合は、「公共事業用資産の買い取りなどの証明書」
- 出稼ぎ、パートの収入がある方は、源泉徴収票や賃金明細書（申告書裏面「給与所得」欄）
- 国民健康保険税、年金、介護保険料、農業者年金などの掛金の各領収書
- 社会保険料（国民年金保険料）控除証明書
- 医療費がある場合は、領収書（事前に合計額を計算しておいてください。）
- 生命保険、地震保険料（従前の長期損害保険料を含む）などの支払証明書（保険証書ではありません。）
- 農業所得があるときは、完成した「収支内訳書」または「各月別の収支の状況」など

◆問い合わせ先
伊奈庁舎税務課
☎ 58-2111
(内線1132～1134)

関東信越税理士会土浦支部では、次のとおり所得税の申告会場を開設します。（土・日・祝日除く）

開設期間	会場所在地	相談対象など
1月28日(月)～2月22日(金)	還付申告無料税務相談 つくば市役所桜庁舎 2階第2会議室(つくば市金田1979)	給与または年金所得者で、還付申告（中途退職・医療費控除・住宅借入金等特別控除など）をされる方 ●受付時間 午前9時15分～11時 午後1時～3時
2月1日(金)～2月21日(木)	還付申告無料税務相談 税理士会税務相談所(土浦市東真鍋町2-5)	
2月1日(金)～2月14日(木)	還付申告無料税務相談 土浦税務署 3号館会議室(土浦市城北町4-15)	消費税の申告義務のある方 ●受付時間 午前9時～午後3時